

鳥取県告示第769号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年1月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年11月16日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

1 申請のあった年月日

平成24年11月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こども未来ネットワーク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡部 万里子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市宮川町188-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、子どもと子どもに関係する可能性のある個人及び団体を対象として、その活動支援に資する事業を実施することによって子どもたちの各種体験や社会参画の機会拡充とその基盤作りの促進を図り、もって子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

(1) 目的

(2) 理事の職務

(3) 総会の議決

(4) 理事会の議決

(5) その他所要の規定の整備